

令和3年1月5日(火)
総務部危機管理対策室
電話 0126-62-3131 (内線 2130)

美唄市豪雪対策本部の設置について

今年度冬季の豪雪に対し、市民の皆さんの安全確保や災害の発生に備えるため、令和3年1月5日午後1時をもって、美唄市豪雪対策本部を設置しましたので、お知らせします。

1 設置期日

令和3年1月5日(火) 午後1時

2 対策本部の概要

①所管事項

- 豪雪に伴う市民生活の安全確保対策に関する事項
- 豪雪に伴う庁内関係課との連絡調整に関する事項
- 豪雪に伴う関係機関、団体等との連絡調整に関する事項
- 上記のほか豪雪対策として必要な事項

②組織

市長、副市長、教育長及び部長職にある者をもって構成し、市長を対策本部長とする。

3 その他

今後の降雪や積雪の状況を見ながら、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2の規定に基づく豪雪災害対策本部への移行等を検討します。